宮崎労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 30 日

宮崎労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間657円」を「１時間660円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 30 日

宮崎労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間691円」を「１時間695円」に改める。

最低賃金の廃止決定に関する公示

石川労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県洋食器・刃物・手道具・金物類、建設用・建築用金属製品、金属プレス製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業最低賃金（平成２年石川労働基準局最低賃金公示第４号）を平成23年12月31日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 30 日

石川労働局長　礒部　隆文

国土交通省

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成 23 年 11 月 30 日

国土交通大臣　前田　武志

１　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士の資格に係る技能証明であって、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするもの

二　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明

三　計器飛行証明

四　航空英語能力証明

２　学科試験の期日及び場所　平成24年１月22日（日）東京都、大阪市

３　申請書の受付期間　平成23年12月12日（月）から平成23年12月16日（金）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

４　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成23年12月19日（月）までに提出すること。

５　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

６　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　計器飛行証明（計器飛行一般）

７　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

８　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

公　告

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第７条第４項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成 23 年 11 月 30 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

１　日時　平成23年12月14日午後２時から

２　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号　農林水産省三番町共用会議所

３　意見を聴こうとする事項

⑴　タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトーンディー種のポメロの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを、規則別表２中ミカンコミバエ種群に係る輸入禁止植物から除くことについて

⑵　⑴の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を定めることについて

４　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは同課検疫対策室長）

５　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成23年12月12日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

６　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがある。

７　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番地12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番地の１　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）